

【図書館法】（抜粋）

（昭和25年4月30日法律第118号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【図書館法施行規則】(抜粋)

(図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

【富津市立図書館条例】（抜粋）

（令和4年6月28日条例第8号）

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。第5条第1号及び第7条第1項において「法」という。）に基づき、富津市立図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|--------------|
| 富津市立図書館 | 富津市青木一丁目5番地1 |

（図書館協議会）

第7条 法第14条の規定により富津市図書館協議会（次項及び第3項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者
- （5）公募による市民
- （6）市内で図書ボランティアを行う者

3 協議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【富津市立図書館条例施行規則】（抜粋）

（令和4年6月28日教委規則第6号）

（趣旨）

第1条 この規則は、富津市立図書館条例（令和4年富津市条例第8号。第20条第1項及び第21条において「条例」という。）第8条の規定により富津市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定により次の事業を行う。

- （1） 図書館資料の収集、整理及び保存
- （2） 図書館資料の個人貸出及び団体貸出
- （3） 読書案内及び読書相談
- （4） 調査相談及び研究援助
- （5） 読書会、研究会、講演会、映写会、展示会等の主催及び奨励
- （6） 児童に対する読書啓発及び利用援助
- （7） 館報その他読書資料の発行及び頒布
- （8） 他の公立図書館等との資料の相互貸借
- （9） 他の図書館、学校、公民館、研究所等の施設及び団体との連絡協力
- （10） 読書団体その他文化団体との連携及び団体活動の支援
- （11） 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成に必要な事業

（図書館協議会）

第20条 条例第7条に規定する富津市図書館協議会（以下この条において「協議会」という。）に会長を置き、協議会の委員（第3項、第5項及び第6項において「委員」という。）の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

5 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。